

◀参考事項▶

（１）村県民税・森林環境税が課税されない人

- ・令和5年中に所得のなかった人・生活保護法の規定により生活扶助の適用を受けている人
- ・本人が障害者・ひとり親・寡婦・未成年者のいずれかに該当し、令和5年中の総所得金額が135万円以下である人

(2) 村県民税の「均等割」・森林環境税を課税されない人

- ・前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下
 - ①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合…… $280,000 \text{ 円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 268,000 \text{ 円}$
 - ② 〃 いない場合… $380,000 \text{ 円}$

（３）村県民税の「所得割」を課税されない人

- ・前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下
- | | |
|------------------------|--|
| ①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合…… | 350,000 円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の人数) + 420,000 円 |
| ② | 〃 いない場合…450,000 円 |

(4) 近年の変更点

- ・東日本大震災の特例による村県民税「均等割」の1,000円加算が令和5年度で終了。令和6年度から均等割が「村3,000円」、「県2,000円」。
- ・令和6年度から森林環境税（国税）1,000円を村・県民税「均等割」と併せて課税する。
- ・令和6年度のみ定額減税（本人、配偶者を含む扶養親族1につき10,000円）を実施する。